



バーゼル委市中協議文書 流動性規制の導入

2010年1月

金融庁 / 日本銀行



目次

1. 経緯
2. 2つの流動性指標の概要と適用範囲
3. 流動性カバレッジ比率(LCR)の算出方法
 - ・ 分子(処分上の制約を受けない高品質の流動資産)
 - ・ 分母(ストレス下におけるネット資金流出額)
4. 安定調達比率(NSFR)の算出方法
 - ・ 分子(安定調達額)
 - ・ 分母(所要安定調達額)



1.経緯

- ・ 今回の金融危機では、欧米を中心に多くの銀行で資金流動性が枯渇した。この背景には、危機前の緩和的な金融環境の下、銀行及び監督当局の双方で流動性リスク管理への取り組みが不十分であったと指摘されている。
- ・ これを踏まえ、バーゼル委は、2008年9月、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(原題: Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision)を公表し、流動性リスク管理の強化を求めた(参考参照)。
- ・ また、2009年4月のG20ロンドン・サミットでは、「2010年までに、国境を越えて活動する機関を含む金融機関におけるより強固な流動性バッファーを促進する世界的な枠組みを策定し、合意すべきである」(「金融システムの強化に関する宣言」)とされた。
- ・ これを受け、バーゼル委は、2009年12月、流動性リスク管理に関する定量的規制(バーゼル の第1の柱の位置付け)と、監督当局が銀行及びシステム全体の流動性リスクの動向を分析するための共通のモニタリング指標の導入を提案した。
- ・ 今後は、本年前半に定量的影響度調査を行い、本年末までに規制パッケージ全体の水準調整を行う予定。規制の実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し、景気回復が確実になった時点で段階的に行われる予定。

2. 2つの流動性指標の概要と適用範囲

1. 流動性カバレッジ比率(LCR:Liquidity Coverage Ratio)

(1) 目的

- ・ ストレス下でも市場から流動性を調達することができる高品質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を、短期間(30日間)の厳しいストレス下におけるネット資金流出額以上に保有することを求める。

(2) 想定されている状況

- ・ 個別行へのストレスと市場全体へのストレスが同時に発生。
- ・ 具体的には、3ノッチ格下げ、リテール預金の一部流出、無担調達の停止、有担調達の機能不全(適格流動資産による調達のみ可能)等を想定。

(3) 基準の概要

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \times 100\%$$



2. 安定調達比率 (NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(1) 目的

- ・ 資金の運用調達構造のミスマッチを抑制することを求める。

(2) 想定されている状況

- ・ 信用リスクや市場リスク等が顕現化する中、個別行へのストレスが長期化。
- ・ リテール預金の一部が流出する中、満期を迎える貸出の一部を維持等。

(3) 基準の概要

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額 (資本 + 預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額 (資産 × 流動性に応じたヘアカット)}} > 100\%$$



3. 適用範囲等

- 国際的に活動する銀行の連結ベースかつ全通貨合算ベース。

各国当局は、国内規制により、単体(拠点)ベースでも流動性指標を用いることが可能。

通常は流動性の高い為替スワップ市場を有する主要通貨であっても、ストレス時には流動性が低下し得ることから、銀行および各国当局は適格流動資産の通貨構成と通貨毎の流動性需要を管理すべき。

QISでは、一部の金融機関からグループ内の資金取引に関する情報提供も受ける予定。
- 最低基準は継続して満たしていることが求められる。
- 報告頻度は月次(危機時には週次や日次での報告も可能な体制整備を各国当局は求め得る)。報告期限は基準日から2週間以内が望ましい。

3. 流動性カバレッジ比率 (LCR) の算出方法

(1) 概要

$$LCR = \frac{\text{「1. 適格流動資産」}}{\text{「3. 資金流出項目 × 掛目」} - \text{「2. 資金流入項目 × 掛目」}}$$

1. 流動資産

項目	掛目
現金・中銀預金	100%
国債、中銀発行証券、政府・中銀保証債等	100%

2. 主な資金流入項目

項目	掛目
健全資産(1ヶ月以内に償還期限を迎える部分)	100%

3. 主な資金流出項目

項目	掛目
リテール預金	
安定した個人・中小企業預金 ^(注)	7.5%
その他の個人・中小企業預金	15%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象	7.5%
安定した事業法人・地方公共団体等預金 ^(注)	25%
その他の事業法人・地方公共団体等預金	75%
金融機関預金	100%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
非金融法人向けの信用供与枠(未使用額)	10%
金融機関向け信用供与枠(未使用額)	100%

(注) 預金の安定性を判断する基準案は、以下のとおり。

- ・リテール預金については、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。
- ・中小企業、地方公共団体等の預金では、キャッシュマネジメントサービスや日常業務で利用している口座であること。



(2) 分母：累積的なネット資金流出額

- ・分母には、個別行および調達市場へのストレスが1か月継続した場合に予想される累積的な資金流出額から累積的な資金流入額を控除した額を用いる。

資金流出額は、ストレス期間(30日)に満期を迎えるオンバランスの負債項目およびオフバランスシート項目の残高に対し、項目毎に定めた一定の流出率を乗じて算出。

資金流入額は、オンバランスの資産項目のうち、健全債権から生じる予定の元利払いのみ算入可能(満期を迎える健全債権であっても、貸出の更新が予定されているものの元本は含めない)。また、信用供与枠(コミットメント・ライン)からの資金流入は算入できない。

(資金流出項目及び流出率)

a) リテール預金 (= 自然人からの預金)

- ・ 安定している (stable) 部分: 7.5%

実効的な預金保険制度によってカバーされている預金の保護対象部分であることに加え、預金者が給与振込口座として利用している等、銀行との強固な関係を有していること

- ・ 相対的に安定していない (less stable) 部分: 15%

大口預金、富裕層預金、外貨預金、インターネット預金を例示

b) ホールセール調達

- ・ 無担調達

中小企業からの調達: 安定部分7.5%、それ以外の部分15%

バーゼル の枠組みに従い、中小企業は連結売上高5,000万ユーロ未満で総調達額が100万ユーロ未満と定義されている。

非金融機関、ソブリン、中銀等の公共部門からの安定した調達: 25%

但し、預金保険制度の保護対象部分は、安定しているリテール預金と同率(7.5%)

非金融機関からの 以外の調達: 75%

その他の調達(金融機関、資産運用会社、SPV、 に該当しないソブリン等): 100%

- ・ 有担調達

適格流動資産を用いた調達: 100% ロール可能(流出率ゼロ)

その他の資産を用いた調達: 100% 流出

(資金流出項目及び流出率 続き)

c) デリバティブ取引等に関連する流動性需要への対応

- ・ 3ノッチ格下げ時に発生する流動性需要:100%資金流出
- ・ デリバティブ取引の時価変動に伴い生じ得る流動性需要:各国裁量
- ・ デリバティブ取引のために既に差し入れている担保価値の変動に伴う追加的な流動性需要:現金または高品質の国債以外が担保に供されている場合:担保価額の20%を追加的な流動性需要と想定し、資金流出額に加算。

d) 偶発債務への対応

- ・ 流動性供給 / 信用供与ファシリティの未使用額に対し、被供与主体に応じて設定した下表の流出率を乗じて資金流出額を算出。

ファシリティ被供与主体	流出率
1. リテール顧客への流動性/信用供与ファシリティ	10%
2. 非金融法人への信用供与ファシリティ	10%
3. 非金融法人への流動性供給ファシリティ	100%
4. その他の法人への流動性/信用供与ファシリティ	100%

(3) 分子：処分に当たって制約を受けない高品質の流動資産

・市中協議文書では、適格流動資産として表1を提示。

・また、市中協議およびQISの結果を踏まえ適格流動資産に加えるかどうかを判断する資産として表2を提示。

なお、表2の資産を適格流動資産に加える場合でも、必要とされる適格流動資産総額に占める割合は50%を上限とするほか、表2の資産については分散保有を求める方針。

(表1: 適格流動資産)

(掛目)	
現金	100%
中銀預金(但し、ストレス時において引き出し可能な額に限定)	
次の基準を充たす市場性のある国債、中銀発行証券、公共債、国際機関債等	
バーゼルIIの標準的手法でリスクウェイト0とされていること	
厚みのあるレポ市場が存在していること	
金融機関が発行した債券でないこと	
政府または中銀が発行した当該国の通貨建て債券(流動性リスクを取っている国または銀行の母国のもの)	

(表2: 適格流動資産候補)

(掛目)	
次の基準を充たす社債	80% または 60%
中銀適格担保であること	
金融機関が発行した債券でないこと	
少なくともAA(掛け目80%)またはA-(同60%)の格付を得ているか、PDが同等であること	
厚みのある市場で活発に取引されていること	
ストレス下においても安定した調達源足り得ること	
次の基準を充たすカバードボンド	80% または 60%
中銀適格担保であること	
当該銀行が発行したものでないこと	
少なくともAA(掛け目80%)またはA-(同60%)の格付を得ているか、PDが同等であること	
厚みのある市場で活発に取引されていること	
ストレス下においても安定した調達源足り得ること	

4. 安定調達比率 (NSFR)の算出方法

(1) 概要

$$\text{NSFR} = \frac{\text{「2. 安定調達額 (調達項目} \times \text{掛目)」}}{\text{「1. 所要安定調達額 (運用項目} \times \text{掛目)」}}$$

1. 所要安定調達額(Required Stable Funding)		2. 安定調達額(Available Stable Funding)	
主な項目	掛目	主な項目	掛目
現金、残存期間1年未満の証券・貸出 ^(注1)	0%	資本 (Tier1、Tier2等)	100%
国債、政府保証債、国際機関債等	5%	残存期間が1年以上の負債	100%
信用・流動性供与枠 (未使用額)	10%	個人・中小企業からの安定した預金 ^(注2)	85%
非金融機関発行の社債等 (AA格以上)	20%	個人・中小企業からのその他の預金	70%
非金融機関発行の社債等 (A-格 ~ AA-格)、金 上場株式、事業法人向け貸出 (残存期間1年未満)	50%	非金融機関からのホールセール調達 (満期の定めがないまたは残存期間1年未満)	50%
個人向け貸出 (残存期間1年未満)	85%	その他の負債および資本	0%
その他の資産	100%		

(注1) 金融機関に対する更新されない貸出に限定。

(注2) 預金の安定性を判断する基準案は、LCRと同じ。また、掛目をかける必要がある預金は、残存期間1年未満または満期の定めがないもの(残存期間が1年以上ある預金は全額安定調達と見なされる)。

(2) 分母：所要安定調達額（運用項目の残高 × 運用資産等の 資金調達ニーズに応じた掛目）

- 分母は、運用資産およびオフ・バランスシート項目から生じ得る資金調達ニーズから所要安定調達額を算出（下表）。

所要安定調達の構成項目	掛目
現金、短期の活発に取引されている商品（1年未満）、 リバース・レポで完全に相殺されている証券、残存期間が1年未満の証券、 残存期間が1年未満の更新されない金融機関への貸出	0%
残存期間が1年以上の国債、政府保証債、中央銀行、BIS、IMF、EC、 中央政府以外の公的機関、または多国間開発銀行が発行・保証する証券	5%
信用供与または流動性供与枠の残存額	10%
非金融機関発行の社債およびカバードボンド（AA格以上）	20%
非金融機関発行の社債およびカバードボンド（A-格～AA-格）、金、 上場株式、事業法人向け貸出（残存期間1年未満）等	50%
個人向け貸出（残存期間1年未満）	85%
その他の資産	100%

(3) 分子：安定調達額 (調達項目の残高 × 調達の安定性に応じた掛目)

- 分子は、資本、1年以上の満期を有する優先株式、1年以上の満期を有する負債、1年未満の満期を有する預金等の一部から安定調達額を算出(下表)。

安定調達の構成項目	掛目
Tier1およびTier2資本、1年以上の満期を持つTier2に含まれない優先株式、1年以上の満期を持つ負債	100%
個人・中小企業等からの安定した預金(LCRにおける定義と同じ)	85%
個人・中小企業からのその他の預金(同上)	70%
非金融機関からのホールセール調達 (満期の定めがないまたは残存期間1年未満)	50%
その他の負債および資本	0%

共通のモニタリング指標

流動性規制に関する提案と併せ、各国共通のモニタリング指標を用いて流動性リスクを監督。監督当局間の協力・情報交換にこれらの指標を利用。

この他、日中流動性に関する指標を開発。

契約に基づくマチュリティのミスマッチに関する指標

個々の銀行独自の仮定を含むキャッシュフロー予測。

調達先の集中度に関する指標

大口調達先、大口調達手段および主要調達通貨に関する情報。

処分に制約のない資産に関する指標

処分に制約のない資産に関する市場価値。中銀適格担保の場合はその担保価額に関する情報。

市場関連情報を活用したモニタリング指標

株式市場、債券市場、短期金融市場、クレジット市場、外国為替市場等の市場情報、金融部門の情報、および資金調達条件等の個別行に関する情報。

「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」 (2008年9月公表)

(1) 流動性リスク管理のガバナンス

- 銀行は、流動性リスクに対する許容度を明確に定めるべき。
- 上級管理職は、リスク許容度に合わせて流動性リスクを管理し、十分な流動性を維持することを確保するような戦略等を策定すべき。

(2) 流動性リスクの測定と管理

- 銀行は、流動性リスクを把握、測定、モニタリング及び統制する健全なプロセスを保有すべき。
- 銀行は、調達源や調達条件を有効に分散するような資金調達戦略を策定すべき。
- 銀行は、各種の流動性ストレス・シナリオに備えて、高品質の流動性資産(国債等)を流動性クッションとして保有すべき。

(3) 監督当局の役割

- 監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジションを定期的に評価すべき。
- 監督当局は、実効的な協力関係を促進するよう、国内外を問わず、他の監督当局や中央銀行等とコミュニケーションを図るべき。